



## 学校いじめ防止基本方針

中野区立中野中学校では、いじめ防止対策推進法や中野区いじめ防止等対策推進条例及び中野区いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ防止基本方針を以下の通り定める。

### 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

- (1) いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめはどの学校にも起こりうる可能性があることを認識し、生徒がいじめを受けていると思われるときは、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、教育的配慮の下、組織的に迅速かつ適切に毅然として対処する。
- (2) いじめが全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して生活し、学ぶことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (3) 学校は、学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を果たすため、学校の教育活動全体を通じて生徒に対しいじめの問題に関する啓発及び指導を行う。また、本方針を保護者、区民及び関係機関等に周知し、連携及び啓発を推進する。

### 2 いじめ防止の具体的方策

#### (1) いじめ防止対策等の組織の設置

- ① 学校は、校長・副校長・生活指導部・各学年主任・スクールカウンセラー・心の教育相談員で構成するいじめ防止対策委員会（以下「校内委員会」という）を設置する。
- ② 重大事態への対応として、校内委員会に加え、中野区教育委員会（いじめ問題対策委員会）をはじめ、警察・児童相談所等の関係機関、専門家と連携した対策チームを設置する。

#### (2) 未然防止

- ① 生徒の豊かな心の育成を目指し、道徳教育・人権教育の充実を図る。いじめは人間として恥ずべき行為であることを自覚させ、見て見ぬふりをしない生徒を育成する。
- ② 情報機器との適切かつ有意義な関わり方、善悪の判断やルール・マナー、トラブルや犯罪からの危機回避能力等を身に付けさせるため、情報モラル教育を充実させる。
- ③ コミュニケーション能力等の育成に向けた教育活動を推進する。
- ④ 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験活動や宿泊行事等の様々な体験的活動を充実させる。
- ⑤ いじめの未然防止に向けた生徒会活動の取り組みを充実させ、生徒が安心できる学校づくりに努めるとともに、授業や学校行事等の工夫・改善を図り、生徒が発達段階に応じた自尊感情や自己肯定感、自己有用感を味わえるよう教育活動を充実させる。
- ⑥ 教職員の人権感覚の向上やいじめ問題に対する正しい理解、カウンセリング能力や情報モラルに関する指導力を向上させるための校内研修等を実施する。

#### (3) いじめの早期発見

- ① いじめ等、生徒間の問題について、現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、ふれあい（いじめ防止強化）月間においてアンケート調査を実施するとともに、学期毎に面談等の教育相談活動を充実させる。
- ② 教職員は、きめ細かな生徒の観察等を行い、些細な生徒の変容等にも注意する。管理職への連絡・報告を徹底し、校内委員会を中心として全教職員が情報を共有することで、いじめの助長への気付きやいじめを把握する意識を高くもつ。

③ 相談室を設置し、生徒が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、校内委員会を中心に全教職員がいじめの早期発見・早期対応に努める。

④ 保護者・地域にいじめ問題に関する啓発や学校いじめ防止基本方針等を周知するとともに情報を提供し、学校・保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

(4) いじめの早期対応

① ふれあい月間期間中及び必要に応じて校内委員会を招集し、いじめに関する情報の収集・確認および情報に基づく対応方針を策定し、役割分担を明確にした支援を進める。

② 被害生徒および情報提供した生徒を徹底して守るための体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等、被害生徒の見守りの徹底)

③ 被害生徒および保護者に対するスクールカウンセラー・心の教育相談員等を活用した心のケアを行う。

④ 加害生徒に対する組織的な指導と継続的な観察を行うとともに、加害生徒の保護者に対する指導・助言等についても組織的に行う。また、加害生徒・保護者に対してもスクールカウンセラー等を活用した心のケアを行う。

⑤ 管理職は、教育委員会への報告を行うとともに、状況により教育委員会からの支援や、保護者・関係機関との連携・協力を要請する。

(5) 重大事態への対処

① 被害生徒に対する複数教員によるマンツーマンでの保護、スクールカウンセラーや心の教育相談員、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じた家庭状況の把握とケアを行う。

② 加害生徒に対する別室での学習指導や警察への相談・通報、教育委員会への報告、状況によって加害生徒に対する懲戒や出席停止を行う。

③ 児童相談所等の福祉機関や医療機関、中野区教育委員会いじめ問題対策委員会との連携を図り、対処する。

④ 必要に応じて、保護者・地域・関係機関等に迅速かつ適切な情報提供を行い、連携・協力を依頼する。緊急に全校集会・保護者会等を開催し、学校として説明責任を果たすことで、他の生徒・保護者の動揺や憶測、誤った情報の拡散等事態の混乱を防ぐ。

### 3 校内における研修体制

(1) 校内委員会を中心として、いじめの未然防止及び対応に関する研修を実施する。

(2) 生徒に自尊感情や自己肯定感を高めさせるための校内研修会を実施する。

(3) いじめ防止対策推進法、中野区いじめ防止等対策推進条例、中野区いじめ防止基本方針、いじめ対策アクションプラン等の周知に関する研修を実施する。